

入札及び契約制度の一部見直しについて

平成 30 年 8 月 8 日
長野市財政部契約課

入札及び契約の適正化を促進するため、制度の一部を以下のとおり見直しますので、お知らせします。

1 低入札価格調査制度等の見直しについて

総合評価落札方式に関して、これまで最低制限価格制度を適用してまいりましたが、国より、総合評価落札方式による入札は、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができない旨が示されるとともに、必要な措置を講ずるよう要請があったことから、これに伴う所要の見直しを行います。

1) 低入札調査基準価格の適用及び設定

<適用>

ア 建設工事

現 行 設計金額 22.9 億円以上及び特殊な建設工事に適用

変更後 設計金額 22.9 億円以上の工事、特殊な建設工事及び

総合評価落札方式による工事に適用

※ 具体的な算定方法は、平成 29 年 3 月中央工事契約制度運用連絡協議会モデル（国土交通省）に準拠

イ 測量等工事に係る業務委託等

変更はありません。

<設定範囲>

予定価格の 70.0%～90.0%の範囲で設定（変更はありません。）

2) 低入札価格調整制度における失格基準の設定について

価格によっては、適正な施工・履行が通常見込まれない契約の締結を防止するため、低入札価格調査制度に、価格による失格基準を設定します。

<適用>

低入札調査基準価格を設定する建設工事

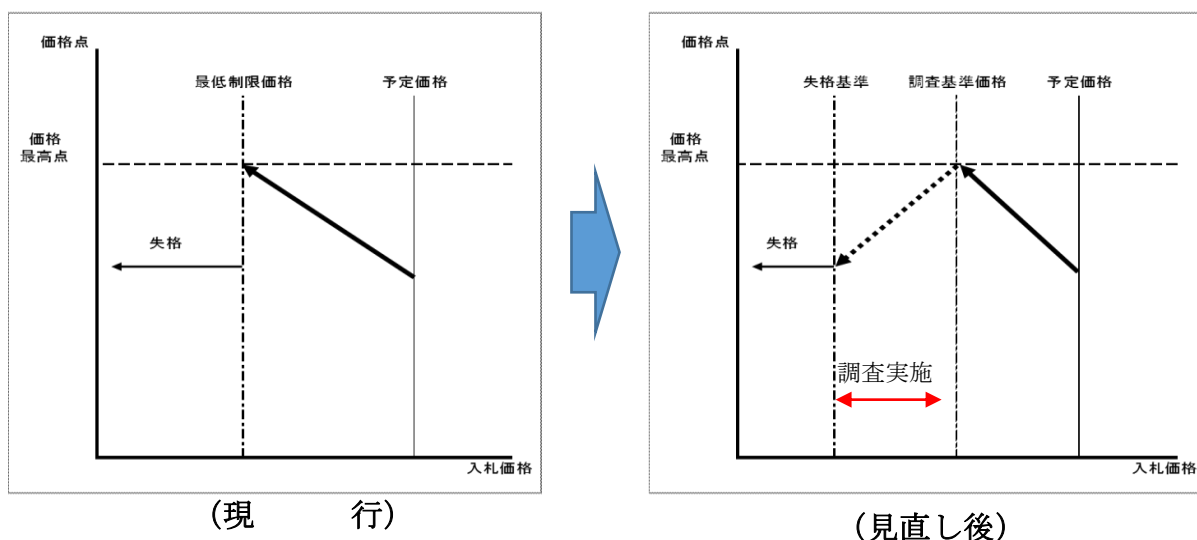
※ 具体的な算定方法は、非公表とします。

3) 総合評価落札方式における価格点算定方法について

総合評価落札方式への低入札価格調査制度を適用することに伴い、価格点の算定方法を次のように見直します。

現 行	見直し後
$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$ <p>[小数点以下第3位四捨五入2位止め] (応札額が予定価格を超えた者、または最低制限価格により失格となった者を除いて算定する。)</p>	<p>(1) 調査基準価格以上の入札価格 $\text{価格点} = \text{配点} \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格}$</p> <p>(2) 調査基準価格未満の入札価格 $\text{価格点} = \text{配点} \times \text{入札価格} / \text{調査基準価格}$</p> <p>[小数点以下第3位四捨五入2位止め] (応札額が予定価格を超えた者、または失格基準により失格となった者を除いて算定する。)</p>

価格点の算定イメージ



2 概算数量発注方式の試行導入について

入札及び契約事務の効率化を図り、迅速な工事の発注及び発注時期の平準化に資するため、「概算数量」による発注方式を試行します。

1) 概算数量発注方式

技術的難易度が低い工事を対象とし、詳細設計を行わず概略設計（標準断面）のみで発注し、詳細設計確定後に、適切な設計変更を実施します。

2) 対象工事

次に該当する工事の中から妥当性を判断して適用します。

- ・市単独費によるもの
- ・原則、設計金額 5,000 万円未満の工事
- ・舗装工事、舗装復旧工事、側溝工事等

3) 主な留意点

概算数量発注方式による場合は、次の点に留意してください。

- ・ 入札公告又は指名通知に概算数量発注方式であることを明示します。
- ・ 落札者は、契約後において現場を精査し、特記仕様書等に示す基準より工事計画図書を作成します。
- ・ 工事計画図書に基づき、発注者と協議し、設計数量を確定します。
- ・ 概算数量と確定した設計数量に差が生じた場合は変更契約をします。

4) 実施時期

平成 30 年 9 月 1 日以降に入札の公告又は指名の通知を行う契約から適用します。

5) その他

概算数量発注方式の具体的な事務手続きについては、長野市建設技術委員会事務局（検査課）にお問い合わせください。（会計局検査課 026-224-5013）